

平成 26 年 6 月 23 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）における産業廃棄物処理施設に係る変更許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについては、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032910 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）等において示しているところであるが、今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

法第 15 条第 1 項の許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、同条第 3 項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を申請書に添付しなければならないこととされているが、同項ただし書により、生活環境影響調査書の添付を不要とする場合が規定されている。

また、設置許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該設置許可に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならないこととされている。変更許可の申請については、法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において、法第 15 条第 3 項から第 6 項まで及び法第 15 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定が準用されており、法第 15 条第 3 項ただし書の規定は変更許可の場合であっても当然に適用される。

したがって、例えば、設置許可を受けた破碎施設について破碎機を入れ替える場合、

設置者は変更許可を受けなければならないが、当該変更許可の申請に当たっては、申請書に記載した法第15条第2項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合は、生活環境影響調査書の添付は不要となる。